

## 3 請求の内容

請求人から提出された長野県知事村井仁並びに前監査委員東方久男、宮沢敏文及び樽川通子並びに前監査委員事務局長今井則夫に対する長野県職員措置請求書による請求の要旨は、次のとおりである(原文のまま)。

## (1) 請求の要旨

先日前代表監査委員丸山氏に対し、長野地裁において同氏への退職金支払いは県に支払う様命ずる判決があり、知事は「釈然としないが判決に従う」と明言し千二百数十万円に利息をプラスし1,400万円が支払われることとなった。これについて

ア 別紙の通り法に従い処理すれば退職金の支払いはしなくて済んだはずである。

イ この法的処置を知らず見落とし、知事は丸山氏の辞任届に対し吟味を行わず、早まって辞職辞令を発令した。

ウ このミスの最終責任は知事にあり、当時の県監査委員3名と当時の県監査事務局長の今井氏はこの行政責任がある。

エ 従って県費から支払われる退職金1,400万円はウの5名による連帯責任において弁済すべきであり弁済を要求する。

オ この件については当時事務局長の今井氏に問い合わせたところ、このミスを確認している。又知事も周りに処置を早まったことも認めていると聞いている。

カ 身内に甘い監査は断じてすべきではなく、早期に監査し結果は公表のこと。再発防止のため県は県職員の行動の基本となる地方自治法、地方公務員法の研修をカルキュラムを組み実施すべきである。この法律を理解していない県職員がはたしてまともな県民サービスができるのか、甚だ疑問である。研修を要求する。

## (2) 別紙

ア 知事は丸山氏の辞任届けを一旦保留とし、右記(地方自治法第197条の2第1項)に従い県議会に相談し議会は総務警察委員会で公聴会を開き丸山氏の行為は監査委員たるに適しない非行と認め、これを県議会へ提出、同意を得て罷免することを決議する、これは可能である。

イ 地方公務員法第29条(懲戒)により長野県職員退職手当条例の第8条(退職手当の支給制限)及び第12条(退職手当の一時差止め)に従って処置し退職金支払いは法令に従い阻止出来たはずである。

ウ しかるにプロとしての知識が足りず重大な過失で弁済する責任がある。

## 4 請求の受理

本件は、丸山勝司前代表監査委員(以下「前代表監査委員」という。)に退職金を支給しなけりならなくなったのは、辞職願を一旦保留して罷免手続をとらなかったからであるとして、知事らに損害賠償を求めた事案である。

住民監査請求の対象は、地方自治法(以下「法」という。)第242条第1項に定める財務会計上の行為又は怠る事実に限られているが、この「行為が違法となるのは、単にそれ自体が直接法令に違反する場合だけではなく、その原因となる行為が法令に違反し許されない場合の財務会計上の行為もまた、違法となる」(最高裁判所昭和60年9月12日判決、昭和55年(行ツ)第84号)とされていることから、本件請求は同条の要件を具備しているものと認め、平成21年2月18日、これを受理した。

## 5 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定により、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えた。

平成21年2月23日、請求人は、陳述において、請求の趣旨の補足を行うとともに、証拠書として、前代表監査委員が退職した当時の総務警察委員長竹内久幸氏のホームページの記事1点を提出した。

## 第2 監査の実施

## 1 監査対象事項

前代表監査委員の罷免手続をとらなかったことが、違法又は不当な行為に当たるか否かを監査の対象とした。

## 2 監査対象機関

総務部人事課を監査対象機関として、平成21年3月6日に面接調査を実施した。

## 3 監査委員の除斥

本件監査にあたり、東方久男監査委員は、法第199条の2の規定により除斥された。

## 第3 監査の結果

本件請求のうち、職員に対する地方自治法及び地方公務員法の研修の実施については、法第242条第1項の要件を欠くもので監査の対象とならないので却下する。

長野県知事村井仁並びに前監査委員東方久男、宮沢敏文及び樽川通子並びに前監査委員事務局長今井則夫に対する損害賠償請求については、理由がないので棄却する。

以下、事実関係の確認及び判断について述べる。

## 1 事実関係の確認

監査対象事項について、関係法令との照合、関係書類等の調査、請求人の陳述及び監査対象機関からの事情聴取の結果、次のことを確認した。

## (1) 退職手当支給の経緯

ア 平成18年7月5日、長野県議会総務警察委員会(以下「総務委員会」という。)において、県の職員に貸与されている公用携帯電話1台ごとの平成17年度分経費の提出が求められた。

イ 平成18年7月7日、平成17年度に課長以上の職員が使用した公用携帯電話37台の使用料に関する一覧表が総務委員会に提出され、前代表監査委員の使用料が21万7,298円と最も多額であることが明らかとなり、その使用実態が審議された。

ウ 平成18年9月22日、総務委員会において、公用携帯電話に係る通話料とパケット通信料を区分した使用料一覧表の提出が求められた。

エ 平成18年10月16日、平成17年度に課長以上の職員が使用した公用携帯電話37台の通話料、パケット通信料別使用料に関する一覧表が総務委員会に提出された。

オ 平成18年10月17日、前代表監査委員が総務委員会に出席した。新聞社のサイトや2チャンネルには携帯電話ではアクセスしていないと証言し、アクセス先の資料を提出すると約束した。なお、総務委員会終了後、アクセス先の開示について、弁護士等と相談しているため、しばらく時間がほしい旨の文書を総務委員会に提出した。

カ 平成18年10月18日、前代表監査委員が総務委員会に出席した。「個人情報の取扱いについては、より慎重でありた

い」と発言してアクセス先は公表しなかった。また、「私的なものには使っていない。」と証言した。

総務委員会では、法第98条第2項の規定により、「丸山勝司代表監査委員に公務用として貸与している携帯電話の使用料」の監査を求める「監査請求に関する決議(案)」が決議された。

キ 平成18年10月19日朝、前代表監査委員から平成18年10月18日付けの辞職願が提出された。そして、午前中に、知事から前代表監査委員に18日付けの退職辞令が交付された。

また、総務委員会では、前代表監査委員の退職により、18日に決議された「監査請求に関する決議(案)」の文言等の修正が行われて再度決議され、引き続き、本会議において可決された。

ク 平成18年11月7日、監査委員は、前代表監査委員が私的な情報を得るために公用携帯電話を使用していたことは明らかであり、平成16年4月から平成18年10月までのポケット通信料317,579円は不当な公金の支出であるとする監査結果を議会、知事及び代表監査委員職務執行者に報告した。

この報告を受け、代表監査委員職務執行者は、私的使用分317,579円の返還を前代表監査委員に命令するとともに、返還額及び利息に係る納付書を送付した。

ケ 平成18年11月28日、監査委員事務局は、前代表監査委員から返還額317,579円、利息18,973円、合計336,552円を郵便為替により受領し、収入処理を行った。

コ 平成18年12月25日、議会において、「丸山勝司前代表監査委員の不適切な行為に断固抗議するとともに説明責任を果たすことを求める決議(案)」が可決された。

サ 県は、前代表監査委員が県民及び議会に対し説明責任を果たしていないことから、退職手当の支給を留保していたところ、平成20年4月18日、前代表監査委員は、退職手当12,284,000円及び平成18年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払いを求める訴訟(平成20年(ワ)第132号)を長野地方裁判所に提起した。

シ 平成21年1月28日、長野地方裁判所は、「長野県職員退職手当条例2条の2に規定する「その他特別の事情がある場合」に関する被告の解釈は採用することができず、原告が条例上退職手当を支給されない者に該当しないことは明らかであるので、被告が原告の退職手当の支給を留保していることを相当とする法的根拠は存在しないというべきである。」などとして、被告(長野県)に対し、「1228万4000円及びこれに対する平成18年11月16日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。」などとする判決を言い渡した。

ス 平成21年2月4日、県は、判決に従い、前代表監査委員に退職手当金12,284,000円、遅延損害金1,364,701円、合計13,648,701円を支給した。なお、支払手続は、財務規則にのっとり、適正に行われていた。

## (2) 関係法令

ア 法第197条の2第1項において、「普通地方公共団体の長は、監査委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は監査委員に職務上の義務違反その他監査委員たるに適しない非行があると認めるときは、議会の同意を得て、これを罷免することができる。この場合におい

ては、議会の常任委員会又は特別委員会において公聴会を開かなければならない。」とされており、同条の2第2項において、「監査委員は、前項の規定による場合を除くほか、その意に反して罷免されることがない。」とされている。

また、法第198条において、「監査委員は、退職しようとするときは、普通地方公共団体の長の承認を得なければならない。」とされている。

イ 特別職の職員等の給与に関する条例第5条の2第2項において、「常勤の職員の退職手当については、次項から第7項までに定めるもののほか、長野県職員退職手当条例の規定の例による。」とされている。

ウ 長野県職員退職手当条例第2条の2において、「次条及び第6条の5の規定による退職手当(以下「一般の退職手当」という。)並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職し、又は死亡した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡した者に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。」とされている。

また、同条例第8条第1項第1号において、「地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分又はこれに準ずる処分を受けた者」には、一般の退職手当は支給しないとされている。

## (3) 監査対象機関の見解

前代表監査委員が辞職願を提出した時点では、前代表監査委員は自身の不適切な行為について一切明らかにしていなかったことから、退職を拒む特別の事由もなかったため、知事は監査委員が独立性の強い立場にあることを考慮し、辞職願を受理し、法(第198条)に従い、退職を承認したものであって、法的手続に瑕疵はない。(特別な事由がない限り、承認を与えることを拒むことはできない。(逐条地方自治法))

なお、請求人は前代表監査委員の行為を「監査委員たるに適しない非行」であるとし、罷免(法197条の2)することが可能であったと主張するが、仮に、辞職願が提出された時点において前代表監査委員の行為(公用携帯電話の不適正使用)が分かっていたとしても、監査委員たるに適しない非行とは「職務上の義務違反以外の社会的非難に値する行為であり、破廉恥罪を犯したことなど公私の別なくその責任を追及される場合が該当する。」と解釈されており(逐条地方自治法)、前代表監査委員の行為は破廉恥罪(殺人罪、窃盗罪、詐欺罪、贈収賄罪など道徳や人道に著しく反した犯罪。原則、破廉恥罪には禁固刑が定められている。)には当たらないことから、今回の事例は罷免にまでは該当しない。

## 2 判断

事実関係の確認に基づき、以下のとおり判断する。

### (1) 職員に対する研修について

請求人は、法及び地方公務員法の研修を職員に対して実施するよう要求しているが、この請求の内容は、法第242条第1項の「当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体のこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきこと」には該当しないので、不適法な請求

である。

(2) 損害賠償請求について

特別職の職員等の給与に関する条例及び長野県職員退職手当条例の下においては、常勤職員である代表監査委員に退職辞令が発令されれば、所定額の退職手当が支給されることとなっており、退職辞令の発令は退職手当の支給の直接の原因をなすべきものであるから、前者が違法であれば後者も当然に違法となるものと解するのが相当である。

そして、長野県職員退職手当条例によれば、罷免された特別職の職員に対しては退職手当を支給しないこととなることから、前代表監査委員を罷免することなく退職辞令を発令したことの適否を判断する。

ア 当時の監査委員及び監査委員事務局長に対する損害賠償請求について

請求人は、知事が辞職願を保留せず退職辞令を発令したのは、当時の監査委員及び監査委員事務局長が知事に対し罷免手続等の法令を適切に助言しなかったからであると主張するが、監査委員の任免権は専ら知事に属する権限であり、監査委員及び監査委員事務局長は、辞令発令に関与することはできない。

したがって、前監査委員東方久男、宮沢敏文及び樽川通子並びに前監査委員事務局長今井則夫に対する請求には理由がない。

イ 知事に対する損害賠償請求について

知事は、罷免事由に該当すると認められる行為の原因、動機、性質、態様、結果、影響等のほか、諸般の事情を考慮し、議会の同意を得て罷免すべきかどうかを決定する裁量権を付与されていると解すべきであり、罷免権者である知事の判断が違法となるのは、かかる裁量権の行使ないし不行使が社会観念上著しく妥当性を欠いて裁量権を付与した目的を逸脱し、これを濫用したと認められるような例外的な場合に限られるというべきである。

前代表監査委員から辞職願が提出された時点では、前代表監査委員は総務委員会において、公用携帯電話を「私的なものには使っていない。」と証言するなど、自身の不適切な行為を否定しており、他に罷免事由に該当する事情がうかがえる状況でもなかったことから、退職を拒む特別の事由はないとし、辞職願を受理し退職辞令を発令したものであり、この段階で罷免手続を行わなかったことが違法又は不当であるとまで認めることは困難といわざるを得ない。

また、法第197条の2第1項の「その他監査委員たるに不適しい非行」とは、破廉恥罪を犯したことなど公私の別なくその責任を追及される場合が該当すると解されており、一般職の職員などの懲戒処分には軽重の異なる処分があるのに対し、監査委員の場合には罷免しかなく、刑事事件に関して起訴されたときを除き法律上その他の処分を行うことができないことを考え合わせれば、その後明らかになった前代表監査委員の公用携帯電話の不適正使用の行為が罷免事由に該当するものとまではいえない。

なお、退職の申出があった場合に知事がその取扱いを保留するという事は制度上予定されたものではなく、できる限り速やかに判断すべきものと解されている。

以上のとおり、知事が辞職願を保留して罷免手続をとら

なかったことが違法又は不当な行為であるとは認められず、請求人の主張には理由がないものと判断する。

監査委員事務局

正 誤

平成21年3月30日付け長野県告示第229号「土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定」中

ページ	行(箇所)	誤	正
15	右側19	第229号	第239号

情報公開・私学課

平成21年3月30日付け長野県規則第22号「財務規則の一部を改正する規則」中

ページ	行(箇所)	誤	正
7	左側31	前途	前渡

会 計 課